



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 津坂

石綿健康被害救済のための「一般拠出金率」の引き下げについて

今回のあおぞらレターは、石綿（アスベスト）健康被害救済法に基づく「一般拠出金率」の引き下げについてお伝えします。

一般拠出金率の改正内容

※労働保険の確定保険料申告・納付(期間 6/2~7/10)と同時に算出し支払う「一般拠出金」については、次のように料率が変更されます。

	一般拠出金率	時期
旧	0.05/1,000	平成26年3月31日まで
新	0.02/1,000	平成26年4月1日施行

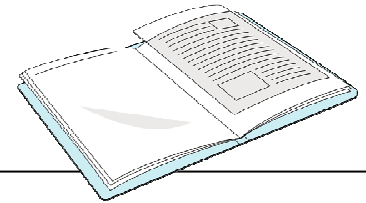
申告書記入イメージ
※これを印刷して申告書として提出することはできません。申告書に記載するためにご利用ください。

一般拠出金とは？

- 石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業場の全事業主が負担するものです。

業種で一般拠出金の料率は異なる？

- 業種を問わず、料率は一律です。労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増, 割引)はありません。



※次のような場合には、料率の計算に注意が必要です

〈H25年度中に事業を廃止した場合〉

H25.4.1

廃止

「確定保険料申告書」提出(事業を廃止または終了した日から50日以内)

H25年度の賃金総額に

旧拠出金率 **0.05/1,000** を乗じた額で算定します。

詳細はこちらのHPをご覧ください。

http://www.tokyosr.jp/wp-content/uploads/2014/02/ippankyoshutukinritu_kaitei.pdf

●請負による建設の事業に係る労務比率の暫定措置について●

平成26年4月1日に消費税率が8%に引上げられ、工事の請負金額も消費税率は8%が適用されています。消費税5%に基づいて設定された労務比率で賃金総額を算出すると、元請負人が過大な労働保険料を負担してしまう不利益が生ずるため、請負金額に108分の105を乗じる暫定措置が設けられています。

※詳しくは都道府県労働局、管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277